

この通信は高階土地区画整理事業区域内に土地をお持ちの皆様にもまちづくりの進捗をお知らせするものです。

新河岸駅周辺地区の地区計画における 「建築物の制限」について 区域全体が条例化されます



新河岸駅周辺地区では、平成25年12月3日の川越都市計画の変更に伴い、地区計画における地区整備計画区域が、駅周辺地区ブロック（24.2ヘクタール）から事業区域全体（72.5ヘクタール）に拡大されたため、条例の建築物の制限区域についても同様に拡大し、平成26年4月1日より施行します。

なぜ条例化するの？

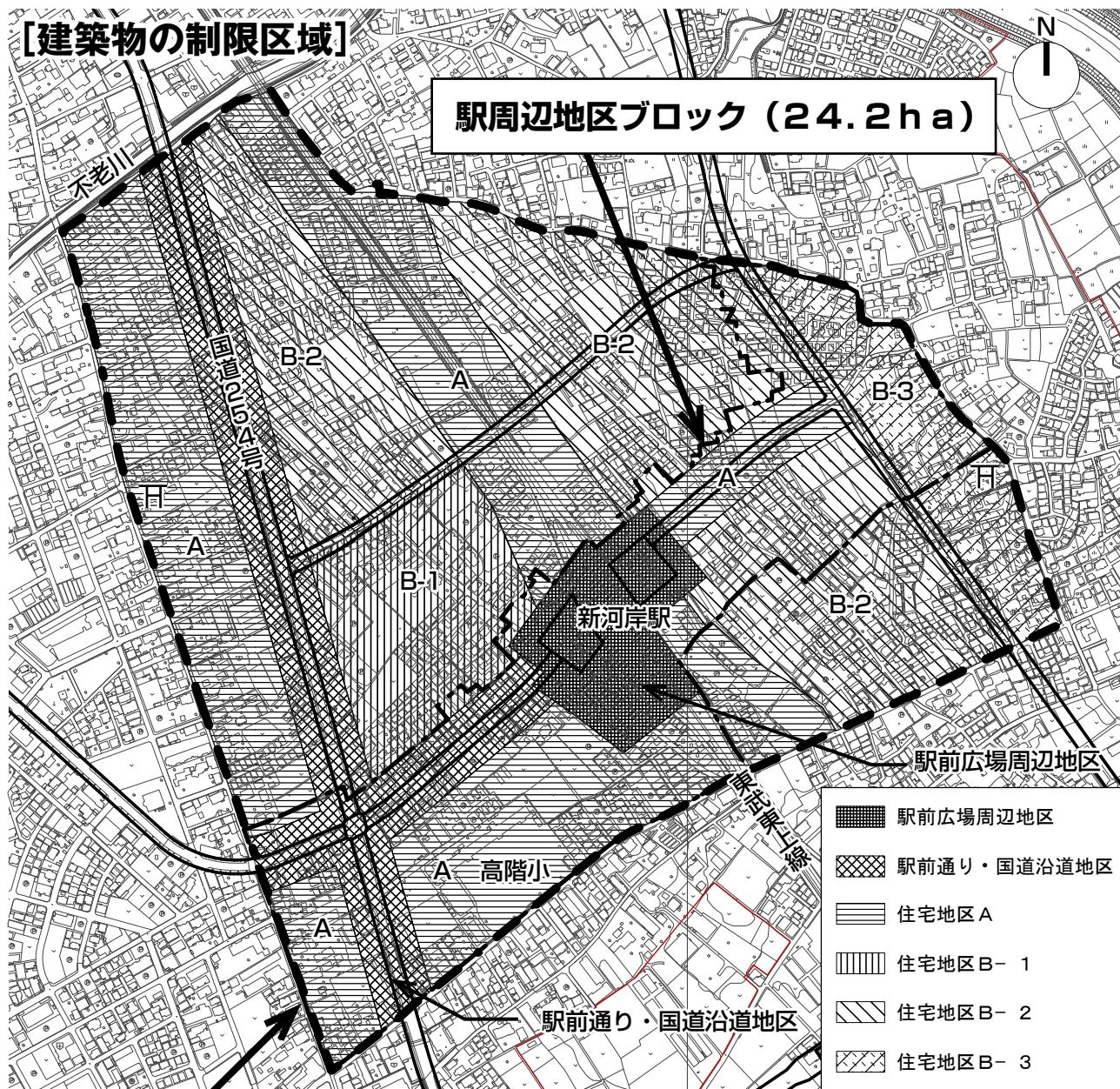
地区計画における建築物の敷地等に関するルールを建築基準法に基づく「建築物の制限に関する条例」に定めることにより、建築確認の際の審査対象となります。

違反是正措置や罰則など、実行の担保性を高めることにより、公平な運用を行い、道路などの基盤整備と併せた規制誘導による良好な市街地の形成を図り、安全安心のまちづくりを推進します。

新河岸駅周辺地区のまちづくりの経緯

- | | |
|--------------|--|
| 昭和 42 年 3 月 | 高階土地区画整理事業の都市計画決定（118.6ha） |
| 昭和 53 年 | 第一工区土地区画整理事業の清算完了（46.1ha） |
| 平成 21 年 | 東西駅前通り線等の骨格道路整備と地区計画等の規制誘導によるまちづくりへの転換を提案 |
| 平成 23 年 11 月 | 駅周辺地区ブロック（24.2ha）の地区計画（地区整備計画）、道路、準防火地域等の都市計画決定 |
| 平成 24 年 7 月 | 地区計画（地区整備計画）（24.2ha）区域の条例制定 |
| 平成 25 年 12 月 | 第2地区ブロック（48.3ha）の地区整備計画、道路、準防火地域、用途地域の変更、高階土地区画整理事業区域（72.5ha）の変更除外する都市計画決定 |
| 平成 26 年 4 月 | 地区計画（地区整備計画）（72.5ha）区域の条例制定 |

[建築物の制限区域]



新河岸駅周辺地区：72.5ha

新河岸駅周辺地区地区計画の条例区域の拡大によって、駅前広場周辺地区、駅前通り・国道沿道地区、住宅地区A及びB地区の6ブロックすべてが、「建築物の制限に関する条例」区域となります。

地区計画の「届出」については、これまで通り建築物の新築、改築や道路側のへい等の工事を行う場合に、その内容を工事着手の30日前までに市長に提出する必要があります。

ご不明の点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

※ 駅周辺地区ブロックは、既に平成24年7月から規制区域となっています

発行／お問い合わせ先 川越市 都市計画部 高階土地地区画整理事務所

〒350-1133 川越市大字砂77-1

電話 049-244-5588

FAX 049-247-6448



※平成26年4月1日より「新河岸駅周辺地区整備事務所」に改名します。